

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2013, 09

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 「建設マスター」ご存知でしたか？

国土交通省は、「優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）」制度の見直しの検討をはじめます。現状では、造園工、鉄筋工、建設機械運転工、塗装工から計8人しか出ていない女性の建設マスターを増やしたり、若手技能者にインセンティブを与えたりする制度の在り方を探るそうです。このことから、優秀な人材（男女を問わず）を確保育成することが、いかに重要課題なのかがわかりますね。



建設マスター(通称)とは

マスターとは、名人、親方、師匠、熟練者等を意味し、建設工事における優秀施工者を「建設マスター」と称しています。

その建設マスターにふさわしい方を国土交通大臣が優秀施工者として顕彰します。92年度に始まり、技能労働者の誇りと意欲、社会的地位の向上を図る目的で毎年度実施されています。12年度までに選ばれたのは計7646人です。（選ばれると、表彰状とバッジがもらえます）



建設マスターの対象者

建設産業の第一線で直接従事している建設技能者であり、特に優れた技術・技能を持ち、後輩の指導・育成に多大な貢献をしている方で、具体的には、原則年齢40歳以上60歳以下、現場業務の従事期間が20年以上、無事故期間が3年以上となっています。

建設マスターの顕彰項目

- ① 技術・技能が優秀であること
- ② 技術開発・施工の合理化を図り、かつ、建設工事に相当な実績があること
- ③ 後進の指導・育成に努めていること
- ④ 工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤ 他の建設現場従事者の模範となりうること



★運送業★ いよいよ10月から 改正監査方針スタート!

ウソはいけません! 「虚偽の陳述」厳禁

いよいよ10月より改正監査方針が始まります。

具体的に今までとどう違うの?という方、必見! 「帳票類」ウソは駄目です

新たに監査方法として街頭監査を実施!利用者等からの情報や多客期、繁忙期を捉え、バスの発着場やインターチェンジ等で実施。交替運転者の配置があるか、飲酒運転や過労運転の実態を調査。安全上問題が認められた場合、その場で是正勧告。応じない場合は輸送の安全確保命令を発動し、運行が行えなくなります。また、「帳票類の改ざん、不実記載」は厳禁です。

実施していない早朝や深夜の点呼を「対面」と書いても、すぐにわかってしまいます。

嘘だと思ったら、牟田事務所に内部監査を依頼して見ては?~!(^^)!



過去に違反歴のある事業所さん!再度しっかり見直しを!

今まで巡回指導や監査等で法令違反があると指摘を受けた事業所、今までの違反点数がいくつかある事業所、また講習等に受講しているかどうか、これらを基に監査(巡回ではなく地方運輸支局又は地方運輸局による監査)を優先的に行うこととなりました。過去の指摘がある場合は現状の見直しをおきましょう。

また、貸切バスの事業者に対しては運送引受書の作成・交付・保存も**監査の重要事項**として追加されました。

トラック協会の巡回指導があったかと思いますが、巡回指導で悪質性の高い違反が見受けられた場合、地方運輸支局へ即通報されます。点呼・定期点検を全く行っていない、運行管理者・整備管理者が全くいないという項目で指摘を受けた場合には即通報の対象となります。記録がない場合も、実施をしていない疑いがあるとみなされ、即報の対象となります。

じゃあ帳票類だけしっかり準備しておけばOKだよね~(〇)なんて考えは捨ててください。

記録の改ざん、不実記載が発覚したら処分量定は引き上げられます。

- ・乗務記録の不実記載 初違反 10日車(車が止められる日数)→30日車
- ・運行記録計記録改ざん 初違反 10日車→30日車

などなど…とにかくとても厳しくなっているのです。

その反面、乗務記録や運転者台帳の記載不備に関しては行政指導(警告)に留めることとなりましたが、今一度帳票類を確認しておきましょう。

巡回指導における実態調査、指導報告関係

実態調査、指導報告書提出事業者数 1,179所中40所

総合意見 ()前年比

大変よい	510(421)	良い	495(455)
普通	136(259)	悪い	12(27)
大変悪い	2(10)	その他	24(22)
合計			1,179(1,194)



改正監査方針に合わせ、巡回指導も厳しくするそうです。(トラ協)今のうちにわが社の管理も見直しましょう。

整備管理者選任前研修

9月10月は 自動車点検整備推進運動 強化月間です！

開催日	会場	申込期間
平成25年10月18日	中川文化小劇場	平成25年9月9日～9月13日



対象：2年以上の自動車の「点検・整備」または「整備の管理」の実務経験をもって整備管理者になろうとする方
牟田事務所でも申込のお手伝いしています。遠慮なく申し付け下さい。

ドライバーさん気をつけて！！仮眠中に車上荒らし！？

8月某日、午前3時半から午前4時45分ごろにかけ、兵庫県内の阪神高速や中国自動車道などのサービスエリアやパーキングエリアで、運転手が仮眠中の車の窓ガラスが割られ、車内に置いてあった財布やかばんが盗まれる事件が9件相次いで発生しました。

県警は、複数の男が目撃されていることや手口が似ていることなどから、同じグループによる連続窃盗事件として捜査。計画的な犯行とみて、防犯カメラの解析などを進めているそうです。

なんとも大胆な手口ですビックリです。

これでもし、ドライバーさんが目を覚まして抵抗したら危害を加えられてしまうかもしれません。

カバンなどは外から見えない場所に置いて仮眠するよう、ドライバーさんに勧告してください。



★各種許認可の役員変更届★

建設業や産業廃棄物処理業、一般貨物自動車運送事業の許可をお持ちの事業者は、役員変更をした場合、速やかにそれぞれの窓口に届け出なければいけません。

現在のところ、**一般貨物自動車運送事業の役員変更**においては、代表者に関しては、届出事由の発生した後遅滞なく行わなければいけなく、代表権を有しない役員の場合は、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更については毎年7月31日までに届け出ることと規定されています。

産業廃棄物処理業は、届出事由の発生した後10日以内という規定はありますが、登記手続き等を考慮すると、現実的には厳しいので登記完了後遅滞なく届け出る必要があります。

建設業においては、変更の事実発生後30日以内に届出なければならず、届出書類の提出をしなかった場合や、記載事項を偽った場合は、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。その役員が経營業務の管理責任者の場合は、14日以内に届出なければなりません。 代わりの要件を備えた方はいらっしゃいますか？ 要注意！代表者変更の場合は、許可証の書換えが発生することもあります。事前にお分かりの場合は、早めにご連絡ください。



★産業廃棄物★

「あいくる材」の使用浸透

県が昨年度に発注した公共工事で、アスファルトの塊や汚泥などを再資源化した県認定のリサイクル建設資材「あいくる材」が、45億円相当分使われたことが県のまとめで分かりました。不況で公共工事が減る中、**最近の5年間では最大の使用金額**で、県が発注する工事であいくる材の使用を指定するなどの取り組みが浸透した結果ではないでしょうか？

あいくる材は、道路舗装に使うアスファルト混合物や、側溝、境界ブロックといったコンクリート製品などで、8月末時点で**23品目、1464資材が認定**されています。

昨年度に使用されたあいくる材では、アスファルトや汚泥などの再生資源量として42万6千トンが使われ、これは一年間に県内で発生して埋め立て処分される産業廃棄物の36%に相当するそうです。

過去10年でみると、埋め立て処分される産業廃棄物の4年分に相当する450万トンが使われており、最終処分場の延命化につながっています。

昨年度の資材別利用量では、アスファルト混合物が約20万9千トンでこの5年で最大の使用量となり、道路の改良工事の発注が多かったためだそうです。

リサイクル建設資材の認定制度は38道府県にあるが、認定資材は愛知が最も多く、使用実績も上がっている背景には、環境部ではなく建設部局が認定から利用促進まで担当していることがあるのではないのでしょうか。

「あいくる材」とは愛知県で、平成14年から始まった「愛知県リサイクル資材評価制度（愛称：あいくる）」により認定された資材です。



「廃棄物と有価物」

廃棄物となるか有価物となるか判断を誤ると大変なことになります。

一番分かりやすい基準は、金銭を支払い買い取って、運搬費、処分費を勘案しても逆有償になっていないため、廃棄物ではないという考え。しかし、「廃棄物か有価物か」の判断基準はそれだけではありません。廃棄物に該当するかどうかは5つの基準を総合的に判断して決められます。

廃棄物の該当性の5つの判断基準

①物の性状

②排出の状況

③通常の取扱いの形態

④取引価値の有無

⑤占有者(排出者)の意思

以上の基準の中で、金銭を支払って買い取っているかという点は、④の取引価値の有無という部分に該当します。ただ5つの基準を総合的に判断されるため、④だけ満たしていても、それだけで有価物と判断することは危険です。